

# 排水設備工事の申請後の流れ

## 【確認書の受領】

審査については、申請日を含まず5日程度（土日祝・年末年始を除く）要しますので、これを経過したら「排水設備等計画確認書等（薄紙）」の受領に来庁してください。承認の連絡が必要な場合は申請時に申出てください。（申出がない場合は連絡いたしません。）郵送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を申請時にあわせて提出してください。

## 【指示事項の確認】

「排水設備等計画確認書等（薄紙）」を受領しましたら「排水設備等計画確認書（薄紙左上）」の「指示事項」欄をご確認ください。

指示事項の確認後、「排水設備等計画確認書（薄紙左上）」は施主にお渡しください。

※指示事項の修正が困難な場合や確認申請と大きく変更がある場合、土被り・勾配等が基準を満たさない施工となりそうな場合は、事前に下水道課までご相談ください。

## 【排水設備工事】

雨水は絶対に接続しないこと。また、外流しを下水に接続する場合は、屋根や蓋を設置する等、雨水が入らない構造としてください。

## 【完了届等の提出】

工事が完了しましたら遅滞なく、完了時の「設計書」、「平面図」、「縦断図」及び「排水設備工事完了届（薄紙右上）」、「公共下水道使用開始届（薄紙下部）」を提出してください。

提出時、完了検査の日程を決めさせていただきます。

※接続後、外構工事等で図面の提出が遅れる場合は「公共下水道使用開始届（薄紙下部）」を先行して提出願います（提出が遅れると下水道使用料賦課の関係で施主にご迷惑がかかる場合があります）。

## 【完了検査】

- ・ます間の長さ、ますの深さを計測します。
- ・ますから光を通して埋設管を確認します。ライトや鏡をご用意ください。
- ・起点から公共ますまでの流速を計測します。バケツ（水）をご用意ください。

※外構工事前に完了検査ができるよう、日程調整に配慮願います。

## 【完了検査後の修正】

完了検査時に図面等の修正をお願いする場合があります。

5日以内に修正した図面等の提出をお願いします。